

令和5年8月15日

事業主 様
事務担当者 様

東淀川健康保険組合
(公印省略)

自営業者の収入の取り扱いの変更について

平素は当組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自営業者(個人事業主・フリーランス)を被扶養者として認定する際には、確定申告書で売上収入の確認を行った上で、青色申告をされている場合は青色申告決算書を、白色申告をされている場合は収支内訳書を提出いただき直接的経費の確認を行い、売上収入から直接的経費を引いた金額が扶養認定基準内であるかどうかの判断をしているところです。

これまで、経費科目の一つである「給料賃金(農業所得の場合:雇人費)」を直接的経費として認めてきました。

しかしながら自営業者が従業員を雇用し給料賃金を支出している場合は、社会通念上、従業員に対して社会的責任を果たす立場にあると解され、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから、**「給料賃金(農業所得の場合:雇人費)」を経費計上されている場合は、収入額を問わず、被扶養者として認定しないことといたします。**

この変更は、税や社会保険料等を控除する前の「総収入」で判断され、必要経費を計上し総収入から差し引くことが一切認められないパートやアルバイト収入のみの者との公平性の観点から行いますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、この旨を被保険者・被扶養者に周知いただきますよう併せてお願いいたします。